２８作物第０５２５００１号

平成２８年９月７日

作物研究部門開放型研究施設利用要領

（趣旨）

第１条　作物研究部門（以下「作物研」という。）における開放型研究施設の利用手続き、義務等については、この要領に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　一　開放型研究施設　畑作物品質制御共同実験棟及び作物ゲノム育種実験施設をいう。

　　二　公的機関等　国、国立研究開発法人、国立大学法人、公立大学法人、大学共同利用機関法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人又はこれらと同等の公益性を有する機関及びこれらと同等の公益性を有すると作物研究部門所長（以下「所長」という。）が認める機関をいう。

　三　民間等　前二号に該当しない機関をいう。

（運営責任者）

第３条　開放型研究施設の効率的な利用調整及び開放型研究施設を利用する者に対しての助言等を行うため、開放型研究施設に運営責任者を置く。

２　前項の運営責任者は次の各号に指定する者とする。

　一　畑作物品質制御共同実験棟は、畑作物先端育種研究領域長とする。

　二　作物ゲノム育種実験施設は、スマート育種基盤研究領域長とする。

（利用者の範囲）

第４条　開放型研究施設を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

一　スマート育種選抜技術、畑作物の品質評価又はマーカー選抜技術の開発を目的とした研究課題を公的機関等や民間等と共同で行う作物研に所属する職員及び契約職員で、運営責任者が適当と認めた者

二　前号の研究課題を作物研と共同で行う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の職員及び契約職員、公的機関等又は民間等に所属する者で、運営責任者が適当と認めた者

三　作物研において講習又は研修を受講する者

四　前各号に掲げるもののほか運営責任者が適当と認めた者

（利用の申請等）

第５条　前条各号の条件を満たし開放型研究施設を利用しようとする者は、あらかじめ、様式１の開放型研究施設利用申請書により所長へ申請し、様式２の開放型研究施設利用許可証によりその承認を受けなければならない。なお、利用期限は当該年度末日までとする。

２　前項により開放型研究施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、所長は当該利用を変更、あるいは承認を取り消すことができるものとする。

一　この要領に違反したとき

二　開放型研究施設の運営に重大な支障を与えたとき

三　やむを得ない事由により、利用期間を変更する必要が生じたとき

（利用者の責務等）

第６条　利用者は、善良なる管理者としての注意をもって開放型研究施設を利用しなければならない。

２　利用者は、農研機構における規程等を遵守し、開放型研究施設運営責任者の指示に従わなければならない。

３　利用者は、開放型研究施設の利用に要する消耗品等の実費を負担するものとする。

４　利用者は、故意または重大な過失により、開放型研究施設の施設、設備、機械等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

５　利用者は、開放型研究施設の利用を終了したときは、様式３の開放型研究施設利用報告書により、その研究結果について所長に報告しなければならない。

６　開放型研究施設を利用中に起こった事故による負傷等に対する補償等の措置は、利用者の責任において行うものとする。

（成果等の公表）

第７条　利用者は、開放型研究施設の利用期間中において得られた情報、研究成果等を公表しようとするときは、本施設を利用した事実を記載するものとする。

（その他）

第８条　この要領に定めるもののほか、開放型研究施設の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

（申請書、許可証、報告書の取り扱い）

第９条　本要領に規定する開放型研究施設利用申請書、開放型研究施設利用許可証、開放型研究施設利用報告書（以下「申請書等」という。）は、電子媒体での提出、保管を妨げないものとする。

附　則

　この要領は、平成２８年４月１日から実施する。

平成２９年２月１日一部改正

附　則　（令和３年４月１日　３作物第０１０１０３４号）

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年４月１日　５作物第１２２５００１号）

この要領は、令和６年４月１日から施行する。